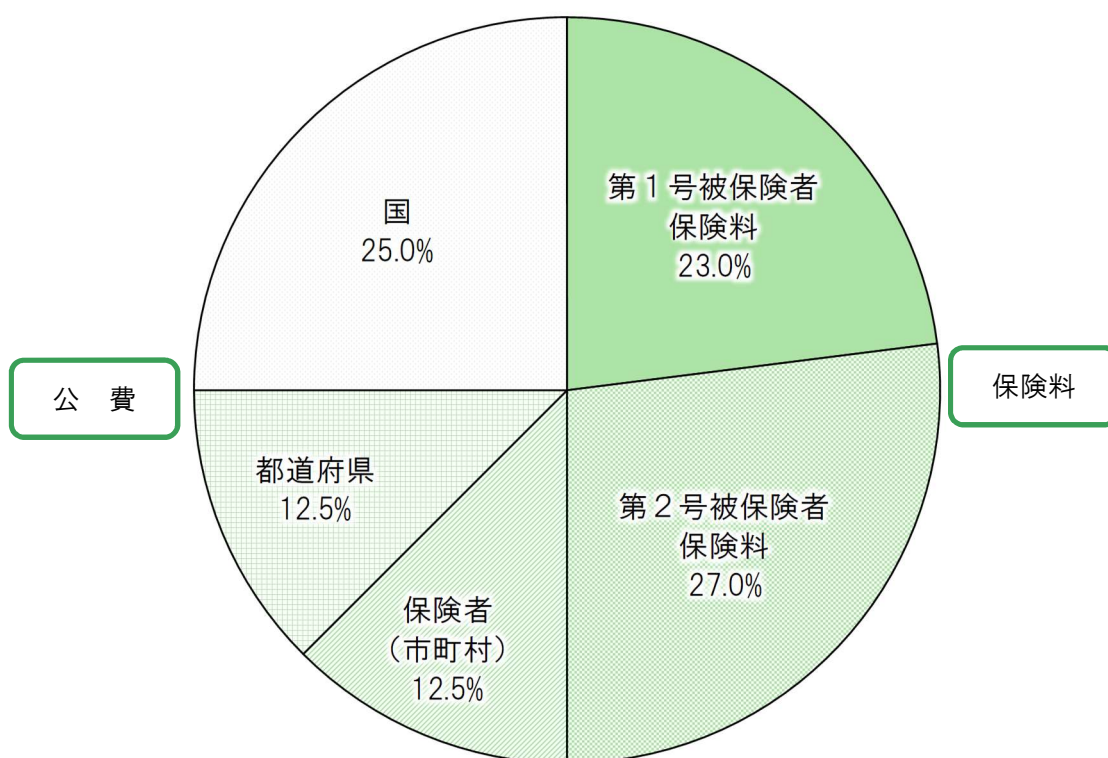


## 第6章 介護保険事業に係る費用の見込みと 第1号被保険者保険料

### 1 負担と給付（サービス）との関係（公費と保険料）

介護保険制度は、負担と給付（サービス）の関係が明確な社会保険制度です。サービス費用は、国・都道府県・市町村の公費（税金）と保険料で賄われます。保険料は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が負担します。公費と保険料それぞれの負担割合は国が定めており、サービス費用が大きくなるほど、保険料の負担額も大きくなる仕組みとなっています。

《介護保険の標準的な費用負担構造》



- ※ 上記は基本であり、具体的な負担割合はサービスによって異なります。具体的な負担割合は、65頁参照
- ※ 保険料の負担割合50%のうち、第1号保険料と第2号保険料の割合は介護保険事業計画期間（3年）ごとに人口比で按分され、第9期計画においては、第8期に引き続き、第1号保険料23%、第2号保険料27%と定められています。
- ※ 国の負担分は、市町村ごとの高齢者の所得分布や後期高齢者（75歳以上の方）の割合に応じて、国が財政調整を行うことで増減します。  
第1号被保険者の負担割合（標準的な市町村では23%）は市町村ごとに異なり、国の負担分（国の負担金と財政調整交付金の計）が減ると、第1号被保険者の負担分が増加します。

## 2 第9期介護保険事業計画における事業費

### (1) 第9期計画期間（令和6～8年度）における保険給付費等の見込み

（利用者負担を除いた額）

（単位：百万円）

	R6	R7	R8	計
保険給付費	113,783	116,847	120,278	350,908
在宅サービス経費	78,715	81,296	84,351	244,362
施設サービス経費	29,195	29,557	29,801	88,553
その他経費	5,873	5,994	6,126	17,993
地域支援事業費	8,885	9,270	9,639	27,794
介護予防・日常生活支援総合事業費	5,923	6,295	6,649	18,867
包括的支援事業・任意事業費	2,962	2,975	2,990	8,927
介護保険費用 計	122,668	126,117	129,917	378,702

※地域支援事業費には、令和6年度から重層的支援体制整備事業へ移行する事業費も含まれます。

### 【保険給付費等の見込み方】

#### ① 保険給付費（在宅サービス経費・施設サービス経費）

サービス別に、下記の計算式で保険給付費を見込みました。

$$\boxed{\text{第9期給付費}} = \boxed{\text{令和4年度給付費実績}} \times \frac{\boxed{\text{第9期サービス必要見込量}}}{\boxed{\text{令和4年度サービス利用量実績}}} \times \boxed{\text{介護報酬改定率}}$$

#### ② 保険給付費（その他の経費）

在宅・施設サービスに共通する経費として、下記の経費を見込みました。

- 高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費
- 特定入所者介護サービス費
- 審査支払手数料

#### ③ 地域支援事業費

国等の交付金の対象となる地域支援事業の事業費は、国が上限額を定めています。その上限額の考え方に基づき、地域支援事業費を見込みました。

なお、令和6年度から重層的支援体制整備事業へ移行する事業費も、地域支援事業費の上限額管理の対象となります。

(2) 保険給付費等の負担割合と第1号保険料の負担額

(単位：百万円)

支出区分	負担区分		負担割合	負担額
保険給付費	国負担分	定率負担分	20.0% (15.0%)	64,392
		調整交付金	3.8%	13,335
	県負担分		12.5% (17.5%)	49,653
	市負担分		12.5%	43,863
	第2号保険料(40~64歳)		27.0%	94,745
	第1号保険料(65歳以上)		24.2%	84,920
	計		100.0%	350,908
地域支援事業費 (介護予防・日常生活 支援総合事業費)	国負担分	定率負担分	20.0%	3,774
		調整交付金	3.8%	717
	県負担分		12.5%	2,358
	市負担分		12.5%	2,358
	第2号保険料(40~64歳)		27.0%	5,095
	第1号保険料(65歳以上)		24.2%	4,565
	計		100.0%	18,867
地域支援事業費 (包括的支援事業・ 任意事業費)	国負担分		38.5%	3,437
	県負担分		19.25%	1,718
	市負担分		19.25%	1,718
	第1号保険料(65歳以上)		23.0%	2,054
	計		100.0%	8,927
合計				378,702

※ 負担割合の( )は、施設等給付費の負担割合。施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設にかかる給付費。

※ 地域支援事業費には、令和6年度から重層的支援体制整備事業に移行する事業費も含む。

第1号保険料(65歳以上)の負担額の合計

91,539百万円

### 3 第1号被保険者保険料の算出方法

#### (1) 所得段階別の第1号被保険者数

区 分			負担割合	R6	R7	R8
第1段階	本人が 市民税非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.415	76,680	77,620	78,670
第2段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.595	34,100	34,520	34,990
第3段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	0.69	33,030	33,440	33,890
第4段階	世帯課税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	35,980	36,410	36,910
第5段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	1.0	38,920	39,390	39,930
第6段階	本人が 市民税課税	本人の合計所得金額が125万円以下	1.1	46,140	46,700	47,360
第7段階		本人の合計所得金額が125万円超200万円未満	1.3	40,210	40,700	41,250
第8段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.6	23,810	24,100	24,430
第9段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.8	10,830	10,960	11,110
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.0	5,580	5,640	5,720
第11段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.2	3,150	3,190	3,230
第12段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.4	2,250	2,270	2,300
第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.5	1,470	1,490	1,510
第14段階		本人の合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.6	1,250	1,270	1,280
第15段階		本人の合計所得金額が900万円以上	2.7	8,400	8,500	8,620
合計				361,800	366,200	371,200

※ 次頁「(3) ②低所得者等への配慮」の対象見込数 200 人を第1段階へ移行しています。

負担割合 (0.415~2.7) で補正した第1号被保険者数 (補正第1号被保険者数)

	R6	R7	R8	3か年合計
補正第1号被保険者数	359,917人	364,275人	369,250人	1,093,442人

※ 補正第1号被保険者数 第1段階 ○○○人 × 0.415 = ●●●人  
 ……  
 第15段階 △△△人 × 2.7 = ▲▲▲人  
 合計 (補正第1号被保険者数) □□□人

## (2) 第1号被保険者保険料（基準額）の算出

第1号保険料負担額	介護給付費準備基金からの繰入れ	保険料収納必要額 ※1
91,539百万円	- 1,600百万円	= 89,939百万円

↓

保険料収納必要額 ※2	補正第1号被保険者数	予定保険料収納率 ※2	保険料基準額	12月	保険料基準月額
89,939百万円	÷ 1,093,442人	÷ 99.36%	= 82,784円	÷	= 6,899円

※1 保険料収納必要額とは、第9期計画期間において第1号被保険者保険料として確保することが必要な額

※2 予定保険料収納率とは、第9期計画期間において保険料として賦課すべき額の総額に対して、実際に収納される保険料の見込額の割合

## (3) 第1号被保険者の保険料負担の軽減

### ① 介護給付費準備基金の活用

第8期計画までに発生している保険料の剰余金については、福岡市に設置している介護給付費準備基金に積立てています。

第9期計画においては、介護給付費準備基金の残高のうち、保険財政上必要と認められる額を除いた16億円を活用し、保険料の上昇を抑制します。

### ② 低所得者等への配慮

#### ア 多段階の保険料段階の設定

低所得者の方の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じたよりきめの細かい保険料段階とするため、第9期計画では、国の13段階より多い15段階で設定します。

#### イ 公費投入による保険料負担の軽減

引き続き、低所得者の保険料負担を軽減するため、保険給付費の5割の公費（国・県・市）とは、別枠で公費を投入し、第1～3段階の乗率の引き下げ（第1段階0.415→0.245、第2段階0.595→0.395、第3段階0.69→0.685）を行います。（68頁参照）

#### ウ 保険料の減額制度の実施

引き続き、保険料所得段階の第2段階と第3段階の方のうち、収入や資産など一定の基準を満たす方に対し、保険料額を第2段階及び第3段階から第1段階に減額する制度を本市独自で実施します。

（各年度見込み：第2段階 180人、第3段階 20人）

(4) 所得段階別の第1号被保険者保険料

区 分			計算方法	保険料 月額
第1段階	本人が 市民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	(軽減前※) 基準額 ×0.415 2,863円
第2段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	(軽減前※) 基準額 ×0.595 4,105円
第3段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	(軽減前※) 基準額 ×0.69 4,760円
第4段階	本人が 市民税非課税	世帯課税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9 6,209円
第5段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額 6,899円
第6段階	本人が 市民税課税		本人の合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.1 7,589円
第7段階			本人の合計所得金額が125万円超200万円未満	基準額 ×1.3 8,968円
第8段階			本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 ×1.6 11,038円
第9段階			本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額 ×1.8 12,418円
第10段階			本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額 ×2.0 13,797円
第11段階			本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額 ×2.2 15,177円
第12段階			本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額 ×2.4 16,557円
第13段階			本人の合計所得金額が700万円以上800万円未満	基準額 ×2.5 17,247円
第14段階			本人の合計所得金額が800万円以上900万円未満	基準額 ×2.6 17,937円
第15段階			本人の合計所得金額が900万円以上	基準額 ×2.7 18,626円

※ 公費投入による保険料負担軽減

国において、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、公費（国・県・市）を投入することで保険料を軽減する仕組みが導入されています。この仕組みにより、福岡市では以下のとおり保険料を引き下げています。

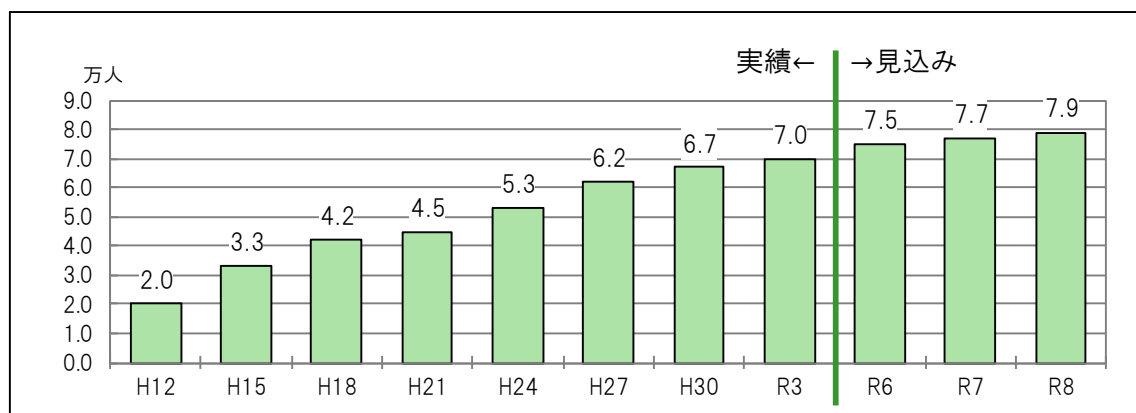
区分	計算方法	保険料 月額
第1段階	(軽減後※) 基準額×0.245	(軽減後※) 1,690円
第2段階	(軽減後※) 基準額×0.395	(軽減後※) 2,725円
第3段階	(軽減後※) 基準額×0.685	(軽減後※) 4,726円



## 【参考】福岡市における第1号被保険者保険料等の推移

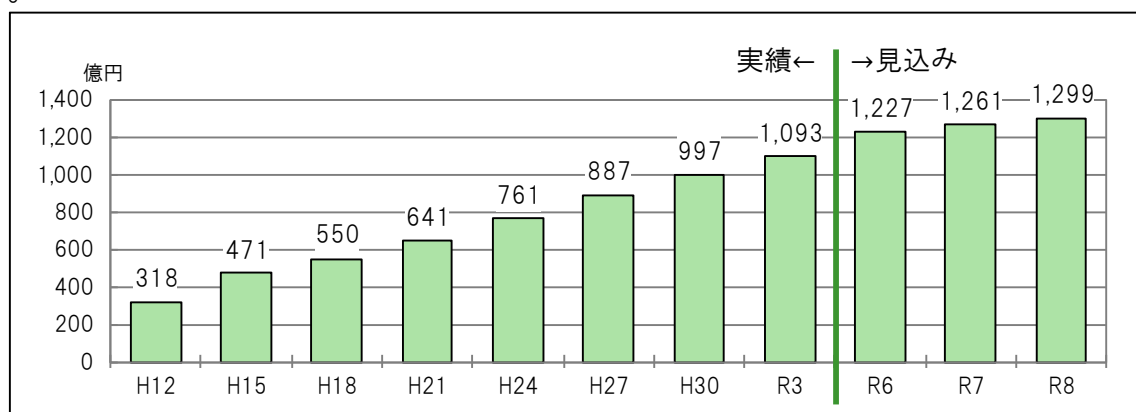
### ○ 要介護認定者数の推移

要介護認定者は、介護保険制度が開始した平成12年度は約2万人でしたが、高齢化の進展により、令和8年度には約7万9千人になる見込みです。



### ○ 保険給付費等の推移

要介護認定者の増加に伴い、介護保険サービスの利用も増え、平成12年度は約318億円だった保険給付費等は、令和8年度には約1,299億円になる見込みです。



### ○ 第1号被保険者保険料（基準月額）の推移

保険給付費等が増えたことで、制度開始時は3,290円だった第1号被保険者保険料（基準月額）は、第9期事業計画では6,899円になります。

